

熊本市ハザードマップ更新等業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、委託者熊本市（以下、「甲」という。）が実施する「熊本市ハザードマップ更新等業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下、「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2条 目的

本業務は、熊本市内における洪水その他の災害による人的被害軽減のため、浸水想定区域図を始めとした基礎的な資料をもとにした検討を行い、課題点を抽出した上でハザードマップの作成を行うものである。

第3条 委託期間

契約締結日から、令和7年（2025年）12月19日までとする。

第4条 準拠する法令等

本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律223号）
- (2) 災害救助法（平成22年法律第118号）
- (3) 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (5) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- (6) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
- (7) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）
- (8) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成31年3月内閣府）
- (9) 地区防災計画ガイドライン（平成26年3月内閣府）
- (10) 熊本県地域防災計画書
- (11) 熊本市地域防災計画書
- (12) 水害ハザード作成の手引き（令和5年5月国土交通省水管理・国土保全局）
- (13) 水害ハザードマップ作成チェックシート（令和7年5月）
- (14) その他関係法令

第5条 調査地区

本業務の対象地区は、熊本市全域（A＝390.3km²）とする。

第6条 業務計画

「乙」は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を「甲」に提出し、承認を得る。また、業務実施計画等を変更する場合も同様とする。

- （1）業務実施計画書及び工程表
- （2）着手届
- （3）管理技術者届け及び経歴書
- （4）その他必要なもの

第7条 関係官公署への手続き

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは「甲」と協議の上、「乙」において迅速に処理しなければならない。

第8条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、「乙」の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に「甲」に報告するものとする。

第9条 秘密の保持

「乙」は、本業務の遂行により知りえた情報を「甲」の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第10条 成果品に対する責任

検査完了、引き渡し後であっても成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、「乙」の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。ただし、当該不備又は誤りが「甲」の提供した資料、指示、又はその他の責に帰すべき事由に起因する場合は、訂正費用の負担割合については、その責任の度合について甲乙協議の上、合理的な範囲で決定する。

第11条 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て「甲」の所有とし、「甲」の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど「乙」あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、「甲」はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第12条 検査

業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第13条 貸与資料

「甲」は、本業務に必要と認められる資料を「乙」に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに「甲」に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

る。

第14条 疑義

本特記仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議によって決定するものとする。

第15条 納入先

本業務の成果品の納入先は熊本市政策局危機管理防災部防災対策課とする。

第16条 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) ハザードマップ（地図面）の作成更新検討
 - ア. 洪水及び土砂ハザードマップの更新
 - イ. 高潮及び津波ハザードマップの更新
 - ウ. 内水浸水ハザードマップの作成
 - エ. 地震及び液状化ハザードマップの作成
- (4) ハザードマップ（学習面）の更新検討
 - ア. 避難行動の内容等の更新
 - イ. 組織名称等の更新
- (5) Uni-Voice音声コードの作成
- (6) 災害種別における各避難場所開設の根拠資料作成
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議

第2章 業務内容

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書、既往検討資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成し、承認を得るものとする。

(2) 資料収集整理

業務を遂行するにあたり必要な資料を収集し、整理を行う。なお、対象とする資料は公表済最新版とし、洪水浸水想定区域図、土砂災害（特別）警戒区域、津波浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図、内水浸水想定区域図、地震ハザードマップ、液状化ハザードマップ等とする。

(3) ハザードマップ（地図面）の更新検討

現行のハザードマップ印刷用版下データを基に最新版のデータに更新し、データの規格はA4冊子とする。

(ア) 洪水及び土砂ハザードマップの更新

洪水浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域を最新版のデータに更新し、早期の立退き避難が必要区域や道路冠水想定箇所（アンダーパス等）などを表示させるものとする。また、各区の頁数は次に示すとおりとし、地図縮尺は1/10,000とする。なお、土砂ハザードマップは、洪水ハザードマップに追加するものとし、描画範囲及び地図表示方法等について検討し、図案を作成する。

頁数：	中央区	10～20頁
	東区	15～25頁
	西区	25～35頁
	南区	30～40頁
	北区	30～40頁

(イ) 高潮及び津波ハザードマップの更新

高潮浸水想定区域を最新版のデータに更新し、現行のハザードマップ印刷用版下データを基に、描画範囲及び縮尺、地図表示方法等について検討し、図案を作成する。

(ウ) 内水浸水ハザードマップの作成

本市河川課が公表している内水浸水想定区域図を基に、描画範囲及び縮尺、地図表示方法等について検討し、図案を作成する。

(エ) 地震及び液状化ハザードマップの作成

現行のハザードマップ印刷用版下データを基に、描画範囲及び縮尺、地図表示方法等について検討し、図案を作成する。

(4) ハザードマップ（学習面）の更新検討

(ア) 避難行動の内容等の更新

現行のハザードマップ印刷用版下データを基に、最新の情報に更新し、図案を作成する。

(イ) 組織名称等の更新

現行のハザードマップ印刷用版下データを基に、最新の情報に更新する。

(5) 音声コード (Uni-Voice) の作成

視覚に障害がある方でもハザードマップを確認できるよう、音声コード (Uni-Voice) の内容について検討し、文案を作成する。また、印刷用データ作成の際には音声コード (Uni-Voice) の配置箇所が分かるよう切り欠きの位置に注意すること。

(6) 災害種別における各避難場所開設の根拠資料作成

災害種別における各避難場所開設の根拠となる資料を作成する。また、発注者が作成した災害種別における各避難場所開設一覧をハザードマップに追加するものとし、表示方法等について検討し、図案を作成する。

・根拠資料について

浸水区域・土砂災害等に該当する指定避難所について、施設ごとに災害の危険性や避難所の収容（延面積・収容数）、垂直避難の可否など、指定避難所の開設の判断について、監督員と協議し開設判断を見直し根拠を整理する。

(7) 報告書作成

乙は、本業務に係る業務経過をとりまとめ、打合せ協議簿や成果データを収蔵した報告書を作成するものとする。

(8) 打合せ協議

業務を円滑に進めるため、打合せ協議を着手時、中間1回、成果品納入時の合計3回以上行うものとし、着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成する。

第3章 成果品

第17条 納入する成果品

本業務が完了したときは、電子データを作成し、次に掲げる成果品を速やかに納入する。

なお、報告書の原稿はWord、Excelを基本として作成し、納入後、「甲」が修正加除及び印刷が可能な状態で電子データを作成する。

1. 報告書	3部
2. 上記の原稿データ	1式
3. 熊本市ハザードマップ印刷用の版下データ	1式
4. 市ホームページ掲載用PDFデータ	1式
5. その他必要な資料	1式

なお、別途契約予定の印刷業者と印刷物の色調整やデータ形式などについて、調整を行うものとする。